

議案第40号

みやき町保育所条例の一部を改正する条例について

みやき町保育所条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成30年 9月10日提出

みやき町長 末 安 伸 之

提案理由

この議案は、待機児童対策として0歳児から2歳児の受け入れに特化した小規模保育事業所施設を整備するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、公の施設の設置等に関する事項を条例で定める必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町保育所条例の一部を改正する条例

みやき町保育所条例（平成17年みやき町条例第64号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第1項」の次に「及び第2項」を、「保育所」の次に「及び小規模保育事業所（以下、「保育所」という。）」を加える。

第2条の表に次のように加える。

みやき町立かぜのこ保育園 （小規模保育事業所）	みやき町大字簗原981番地1
----------------------------	----------------

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

みやき町保育所条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前										
<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項及び第2項の目的を達成するため、本町に保育所及び小規模保育事業所（以下、「保育所」という。）を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>みやき町立風の子保育園</td> <td>みやき町大字箕原981番地1</td> </tr> <tr> <td>みやき町立かぜのこ保育園 (小規模保育事業所)</td> <td>みやき町大字箕原981番地1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	みやき町立風の子保育園	みやき町大字箕原981番地1	みやき町立かぜのこ保育園 (小規模保育事業所)	みやき町大字箕原981番地1	<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項_____の目的を達成するため、本町に保育所_____を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>みやき町立風の子保育園</td> <td>みやき町大字箕原981番地1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	みやき町立風の子保育園	みやき町大字箕原981番地1
名称	位置										
みやき町立風の子保育園	みやき町大字箕原981番地1										
みやき町立かぜのこ保育園 (小規模保育事業所)	みやき町大字箕原981番地1										
名称	位置										
みやき町立風の子保育園	みやき町大字箕原981番地1										

みやき町保育所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（案）

みやき町保育所条例の一部を改正する条例（平成 30 年みやき町条例第 号）
の施行期日は、平成 30 年 月 日とする。